

負担限度額認定申請について

介護保険施設やショートステイを利用する際の負担限度額認定（所得が低い人の食費・居住費の負担軽減）の適用要件は次のとおりです。次の要件をすべて満たすことで、第1段階から第3段階②までのいずれかの利用者負担段階が適用となります。（詳しくは裏面をご覧ください。）

次の要件をすべて満たすことが必要です

所得要件

- ・世帯全員が市民税非課税
- ・別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税

資産要件

負担段階によって異なります（裏面参照）
第1段階：単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円
第2段階：単身 650 万円、夫婦 1,650 万円
第3段階①：単身 550 万円、夫婦 1,550 万円
第3段階②：単身 500 万円、夫婦 1,500 万円
※40～64歳の方の資産要件は第1段階に同じ

疑義がある場合を除き、申告に基づいて審査をします。ただし、適切な申告を担保するために、審査決定後においても、配偶者の有無やその課税状況、金融機関への資産調査を追って実施します。基準を上回る所得・資産であったことが判明した場合は、給付を受けた金額の返還だけでなく、介護保険法の規定により加算金も課されることがあります。

提出書類は次のとおりです。法律により、記入もれがあると審査をすることができませんので、提出前にご確認をお願いします。

◇申請書（裏面もご記入ください）

- ・配偶者がいる場合は全ての欄を記載してください。
- ・預貯金額合計の欄は、本人及び配偶者がいる場合、その合計金額を記載してください。
- ・同意書には、記名が必要です。

◇添付書類

- ・本人及び配偶者の預貯金等がわかるものの写し
（通帳のコピーで、銀行名・支店名・口座番号・名義人と最終の残高（申請日より2か月以内に記帳されたもの）がわかるものを添付してください。ご夫婦の場合はそれぞれお持ちの口座は全て添付してください。通帳がない場合は銀行名・支店名・口座番号・名義人の記載のある残高証明書でも可です。申請前に通帳から多額の引き出しがあった場合には、用途を確認させていただくことがあります。
- ・配偶者の令和6年度非課税証明書の写し（配偶者が令和6年1月1日現在で土浦市に住民登録をしていないときのみ必要です）

※預貯金等とは、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券純金積立購入等、口座残高等により時価評価額が容易に把握できる貴金属等を含みます。

(裏 面)

<利用者負担段階について>

令和6年8月から、以下のとおり居住費の負担限度額が、一日当たり60円引き上げられます。

(第1段階多床室の変更はありません。)

負担限度額認定を受けた場合の負担段階は第1段階から第3段階②のいずれかとなります。

負担段階	対象者	利用者負担限度額(日額)					
		居住費				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	入所	短期入所
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で、高齢福祉年金を受給されている方。 ・生活保護等を受給されている方	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と <u>非課税年金収入額</u> の合計が、年間80万円以下の方。	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階①	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と <u>非課税年金収入額</u> の合計が、年間80万円超120万円以下の方。	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と <u>非課税年金収入額</u> の合計が、年間120万円超の方。					1,360円	1,300円

※従来型個室の()内は介護老人福祉施設(特別養護老人ホームで地域密着型を含む)に入所又は短期入所生活介護を利用した場合の額となります。

○非課税年金の勘案について

利用者負担段階の判定において、介護保険制度の改正により、平成28年8月からは非課税年金(遺族年金や障害年金)の収入額を勘案することとされました。

○非課税年金に含まれるもの・含まれないもの

①非課税年金に含まれるもの

非課税年金とは、日本年金機構又は共済組合等(以下「年金保険者」という。)から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指し、具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金(遺族基礎年金、障害厚生年金など)のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

②非課税年金に含まれないもの

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

○非課税年金の確認方法

年金保険者より市町村へ非課税年金の受給額が通知されますが、より正確に把握するために、負担限度額申請の際に、前年に受給した非課税年金の種別の申告をお願いします。

お問い合わせ先
土浦市保健福祉部高齢福祉課介護管理係
電話 029-826-1111(内線2463)